

第11回定時社員総会を開催

当協会の第11回定時社員総会は、6月15日、東京都荒川区のアートホテル日暮里ラングウッドで3年ぶりに対面で開催されました。今回の総会では令和3年度事業報告及び決算報告の承認、役員の辞任に伴う補欠の選任、役員報酬、会費徴収規定の一部改正等が議事として取り上げられました。また、総会終了後に功労者4名、永年勤続者7名の表彰が行われました。総会における農林水産省植物防疫課望月課長、横浜植物防疫所森田所長及び当協会会長の挨拶は以下のとおりです。

○ 花島会長挨拶

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、一般社団法人全国植物検疫協会第11回総会を3年ぶりに対面での開催を案内したところ、皆様にはご多忙にもかかわらずご出席頂きまして誠にありがとうございます。

また、本日は、公務ご多忙な折り、農林水産省植物防疫課から望月課長、横浜植物防疫所から森田所長のご臨席を頂きまして、誠にありがたく存じます。後ほど、最近の植物防疫を巡る情勢などを含めて、ご挨拶をお願い致します。

さて、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ウクライナ情勢や海上コンテナの輸送料金高騰、円安など、農産物貿易に取っては厳しい状況が続いておりますが、これらの事態が一刻も早く好転することを願っております。

当協会は今年度も農林水産省と委託契約を結び、輸出支援委託事業を継続しております。この事業を通じ、当協会も農産物の輸出促進に貢献していきたいと考えておりますので、会員皆様のご協力をお願い申し上げます。

全植検協は、平成24年4月1日から一般社団法人としての活動を開始し、本年度で11年目を迎えております。これも一重に会員各位のご協力の

賜であり、深く感謝申し上げます。

当協会の令和3年度事業については、年度計画に沿って進め、ほぼ計画通りに業務を進めることができました。また、令和4年度事業については前年度の事業を踏襲することと致しております。

本日の総会は、①令和3年度の事業報告及び決算報告、②役員の辞任に伴う補欠選任、③役員報酬及び④会費徴収規程の一部改正に関する件についてご審議をお願いしたいと考えます。また、令和4年度事業計画及び収支（増減）予算書及び総会後提出することになる令和3年度公益目的実施報告書について報告させていただきます。

皆様の特段のご理解、ご協力を得て、円滑なご審議をお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。



(花島会長)

○ 農林水産省植物防疫課 望月課長挨拶

第11回全国植物検疫協会定時社員総会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ご参集の皆様におかれましては、日頃から植物防疫行政の推進に当たり、多大なご支援・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「植物防疫」の役割は、近年の気候変動や国をまたがる人・モノの移動の増加等による病害虫の侵入・まん延リスクの高まりを背景に、国際的にもこれまで以上に重要と認識されるようになっており、この春の国連総会においては、2020年国

際植物防疫年のレガシーとして、毎年5月12日を「国際植物防疫デー」とすることが決定されたところであります。貴協会におかれましては、2020年国際植物防疫年オフィシャルサポーターとして、植物防疫に関する普及啓発活動等についてご協力をいただきましたが、引き続き、植物防疫の重要性のPRについてお力添えをいただければと考えています。

我が国においても、昨年は、九州で多数のミカンコンミバエの飛来が確認されるとともに、海外で

トマト等に大きな被害を与えているトマトキバガの侵入が九州ではじめて確認されるなど、病害虫の侵入リスクは高まっていると感じています。

このように病害虫の侵入、まん延リスクが高まる中、農林水産省といたしましては、昨年3月に、「植物防疫の在り方に関する検討会」を設置し、貴協会の花島会長にもご参画いただきながら、今後の植物防疫のあるべき方向について議論を行い、昨年6月に中間論点整理をしていただいたところであります。

さらに、その後、中間論点整理に示された対応方向の実現に向け、検討を深め、本年5月2日に、26年ぶりとなる植物防疫法の一部を改正する法律が公布されました。せっかくの機会ですので、改正のポイントを4点ご紹介いたします。

第一は、水際措置の強化の観点からの見直しです。旅客が持ち込む携帯品に対する植物防疫官の質問、検査権限の強化を図るとともに、植物だけでなく農機具等の物品を検査対象に追加できることとしました。

第二は、侵入病害虫の早期発見・早期防除の強化の観点からの見直しです。侵入病害虫に対する侵入調査事業を法に位置付け、県の協力を得ながら、全国斉一に実施するとともに、緊急防除についても、より迅速に行うことができるようにしました。

第三は、農業だけに頼らない予防、予察を重視した総合防除の推進の観点からの見直しです。国

が総合防除の推進に関する基本指針を定め、都道府県がこれに基づき実施計画を策定し、防除指導を行っていくなど、総合防除を推進するための仕組みを創設しました。

第四は、輸出検疫体制の強化の観点からの見直しです。第三者機関が植物防疫官に代わり、輸出検査の一部を実施できることとしました。

海外から新たな病害虫が侵入・定着すると、日本の農業に大きな影響が生じます。このため、今回の法改正も含め、現行の検疫措置について点検、見直しを行っていくことが重要だと考えており、この一環として、すでに関係者の方々にはお知らせしておりますが、来年の8月からは貨物への検査証明書添付の徹底を求めていくこととしております。

最後になりますが、こうした植物検疫の円滑かつ適切な実施に向け引き続きのご協力をお願いするとともに、全国植物検疫協会のますますのご発展と本日ご参集の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。



(望月課長)

○ 横浜植物防疫所 森田所長

皆様には日頃から植物検疫行政の円滑な実施と推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。今年度も引き続き、迅速かつ適切に植物検疫業務を行って参る所存ですので、どうぞ宜しくお願いいたします。

この機会に植物防疫所の業務状況を説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の世界的規模での感染拡大防止対策がとられる中、農産物の輸出入量への影響が懸念されたところですが、一部を除き大きな影響はありませんでした。具体的には、昨年(2021年1-12月)の全国における輸入検査実績は、前年と比較し、栽植用植物(検査数量前年比:112%)、栽植用種子(108%)、肥飼料・その他雑品(114%)、木材(111%)で増加、栽植用球根(105%)、切り花(103%)、生果実(102%)、野菜(100%)、こく類(97%)、まめ類(102%)、嗜好・香辛料等(102%)は横ばいでした。

一昨年大きく減少した航空貨物は、成田空港及び関西空港でコロナ前(2019年)の検査数量まで回復しましたが、羽田空港(検査数量2019年比:38%)、中部空港(同67%)、福岡空港(同38%)等の主要空港では2019年と比較して5割程度でした。

輸出では、栽植用球根(125%)、切り花(176%)、生果実(142%)、こく類(127%)、肥飼料・その他雑品(123%)が増加、栽植用種子(105%)、木材(104%)は横ばい、栽植用植物(66%)、野菜(24%)、まめ類(64%)、嗜好・香辛料等(89%)は減少でした。



(森田所長)

次にいくつかの動きについて紹介します。

有害動植物の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、今年4月に植物防疫法の一部改正が国会で成立し、5月2日に公布されました。公布の日から1年を超えない範囲内で施行されることとされており、今後の施行に向け、皆様にも随時ご説明を申し上げていく所存ですので、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

条件付き輸入解禁植物に関しては、昨年8月に米国産にほんすもも生果実の輸入解禁が行われ、2022年5月現在、27の国・地域から、のべ110品目の植物が解禁されています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延を受け、一昨年4月以降、条件付き輸入解禁植物の一部の国・品目を除き、植物防疫官の輸出国への派遣は当面の間見合わせている状況ですが、有害な病害虫の国内への侵入を防止するための代替措置として、抽出数量を増やす等した輸入検査を行っています。

近年のインターネット通販の拡大に伴い、外国からの郵便物を介した重要病害の侵入リスクが高まっていることから、動物検疫所と連携し検疫体制の強化を図っています。具体的には、全国6か所の国際郵便局において、植物が含まれていることが表示等で確認できる郵便物以外についても、植物が含まれている可能性があるものを開梱して検査しています。

輸出検疫では、昨年の農林水産物・食品の輸出額は1兆2千億円を超え、9年連続増加しました。2025年には2兆円、2030年には5兆円とする政府目標の達成のため、政府一体となった輸出の促進に向け、引き続き、様々な取組を行っています。例えば、ベトナム向けうんしゅうみかん生果実、米国向けメロン生果実、インド向けりんご生果実の輸出解禁に係る新たな検疫規則、EU諸国向け盆栽・植木類に係る検疫規則の改正等、諸外国の検疫条件の変更については、逐次、輸出産地

等の関係者に情報提供を行うとともに、栽培ほ場・園地や施設の登録、栽培地検査、輸出検査等の手続きが円滑に進むようきめ細かく対応しており、輸出拡大に繋がるものと期待しています。

国内検疫では、昨年度は、特に九州北部へのミカンコミバエ種群の飛来が多く、佐賀県では初めて誘殺が確認されました。生産者や関係者協力の下、防除資材の航空散布や寄主植物の廃棄など、定着に繋がらないよう初動対策を講じたところです。

また、昨年10月に熊本県において、我が国で初めてトマトキバガの発生が確認されました。その後、宮崎県においても発生が確認されたため、発生調査を進めたところ、今年に入り、鹿児島、大分、福岡、長崎及び愛媛県でも発生が確認されたことから、該当県において、初動対策が講じられています。引き続き、本虫に対しての防除を進めるとともに、トラップ設置地域を拡大して調査を進め、的確に対応していくこととしています。

なお、北海道におけるジャガイモシロシストセンチュウ、長野県におけるテンサイシストセンチュウの緊急防除については、引き続き的確に対応しているところです。

以上、簡単に動向を説明させていただきましたが、結びに全国植物検疫協会及び会員各社、皆様方の益々のご発展をお祈りするとともに、植物検疫への一層のご理解とご協力をお願いして挨拶いたします。



功労者・永年勤続者の表彰が行われる

第11回定時社員総会終了後、当協会の運営に功労のあった役員及び会員協会の永年勤続者の方々に、花島会長から賞状が授与されました。

〈功労者表彰〉

田邊 秀洋様 東京植物検疫協会前会長

吉村雅比古様 (一社) 神戸植物検疫協会前会長

谷 俊広様 (一社) 香川県植物検疫協会前会長

緒方不二丸様 (一社) 岡山県植物検疫協会元会長
〈永年勤続者表彰〉

〔30年以上勤続〕

前田 友邦様 (一社) 神戸植物検疫協会

〔20年以上勤続〕

嘉味田朝之様 沖縄植物検疫協会
武村 規夫様 (一社)神戸植物検疫協会
作野 敬様 (一社)境港植物検疫協会

土谷 大輔様 九州植物検疫協会
小山 剛様 九州植物検疫協会
三苫 賢治様 九州植物検疫協会

全植検協新役員決まる

第11回定時社員総会において役員の辞任に伴う役員の補欠選任が行われ、次の方々が役員に就任されました。(敬称略)

会長	花島陽治	横浜植物防疫協会会長	理事	柳川 明	清水植物検疫協会会長
副会長	河野達也	東京植物検疫協会会長	理事	大門督幸	伏木富山新港植物検疫協会会長
副会長	小林将人	(一社)神戸植物検疫協会会長	理事	大隅正知	(一社)神戸植物検疫協会事務局長
幹事	君島悦夫	(一社)全国植物検疫協会	理事	中村一成	(一社)大阪植物検疫協会会長
理事	戸嶋祐司	小樽石狩植物検疫協会常務理事	理事	田丸直文	(一社)広島植物検疫協会会長
理事	佐藤和也	(一社)宮城植物検疫協会専務理事	理事	綾 政彦	(一社)香川県植物検疫協会会長
理事	坂牧克記	(一社)新潟植物検疫協会会長	理事	三苫賢治	九州植物検疫協会常務理事
理事	今泉榮壽	横浜植物防疫協会常務理事	監事	櫻井良成	(一社)京葉地区植物検疫協会理事長
理事	福盛田共義	(一社)農林水産航空協会会長	監事	鵜川俊二	(一社)岡山県植物検疫協会会長
理事	宮井尚彦	東海地区植物検疫協会常務理事			

第16回国際植物防疫条約(IPPC)年時総会(CPM-16)報告会が開催される

第16回IPPC年時総会(CPM-16)は、本年4月5日から21日にかけてウェブ会議により開催されました。これを受け、本年5月26日(木)、農林水産省植物防疫課主催の報告会がオンライン形式により開催されました。本会には農林水産省、植物防疫所、関係団体、種苗業者等40数名の方が参加し、主催者から次の議題について概要説明がありました。①国際基準に関する議題(新

規ISPMの採択、ISPM28付属書の採択等)、②CPM勧告に関する議題、③海上コンテナの清浄性に関する議題、④植物防疫の国際広報等。参加者から中古農機の範囲について質問があり、主催者から国際基準での記載はあるが、我が国の取り扱いについては今後検討される旨の説明がありました。

インボイス制度への対応状況

令和5年10月1日から導入されるインボイス制度(適格請求書等保存方式)に向け、適格請求書発行事業者の登録申請を行ったところ、先般、

神田税務署から登録通知書を受領しました。顧問税理士に相談し、登録番号を記載した請求書の準備を進めております。

【今後の予定】

植物検疫安全旬間ポスター図案募集：令和4年7～8月

植物検疫安全旬間ポスター選考委員会：令和4年9月

全国研修：令和5年2月

業務企画委員会：令和5年2月

第33回理事会：令和5年3月